

公益社団法人日本新生児成育医学会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本新生児成育医学会と称し、英文ではJapan Society for Neonatal Health and Development と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、新生児医療の向上、発展をはかるとともに新生児学の研究を促し、会員相互の交流を促進し、新生児医療の充実を通じて、子どもの健康、人権および福祉の向上、さらにこれらを社会へ普及啓発することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 新生児医療の研究および振興を目的とする事業
- (2) 新生児医療に携わる医療者の教育および専門性の向上を目的とする事業
- (3) 新生児医療に関わる改善を目的とする事業
- (4) 新生児医療の社会への普及啓発および還元を目的とする事業
- (5) 国内外の関係団体との協力活動を目的とする事業
- (6) その他上記の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会 員

(正会員)

第5条 この法人に、正会員を置くものとし、正会員はこの法人の目的に賛同して入会した個人とする。

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、氏名、現住所、職業および勤務先を明記し、当該年度の会費を添えて申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員の資格取得は、会費納入日に遡る。

3 正会員は、第1項の記載事項に変更を生じたときは、すみやかにそのことを届け出なければならない。

(正会員の権利)

第7条 正会員は、次の権利を有する。

- (1) この法人の刊行する機関誌および図書の優先的配付を受けること。
- (2) 学術集会、その他この法人の行う事業に参加すること。
- (3) その他この定款に定める事項。

(正会員の義務)

第8条 正会員は、次の義務を有する。

- (1) この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会において別に定める会費を納入す

ること。

(2) 総会の決議を尊重すること。

(退会)

第9条 正会員は、理事長あてに退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 正会員で無くなった者は、代議員の資格を喪失する。

(処分)

第10条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を戒告又は除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき。

(2) その他戒告又は除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 会費の滞納が当該年度終了後12箇月を経過したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 破産手続開始が決定されたとき

(4) 死亡又は失踪宣告

(納入会費)

第12条 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(正会員の職務と権利)

第13条 正会員は、公益社団法人および一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

(5) 法人法第51条第4項および第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(9) 社員総会の傍聴

(名誉会員および功労会員)

第14条 この法人に対する功績が顕著で、総会の決議をもって推薦された者に、名誉会員又は功労会員の称号を贈る。

2 名誉会員および功労会員には、第7条、第8条第2号、第10条および第11条第2号から第4号の規定を準用する。

3 名誉会員および功労会員は、会費を免除する。

4 名誉会員および功労会員は、議決権を有しないが、総会に出席することができる。

第4章 代 議 員

(代議員)

第15条 この法人の社員は、正会員の中から選出される代議員をもって社員とする。

2 代議員は200名以上250名以内とする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行うものとし、代議員選挙を行うために必要な細則は定款施行細則に定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要するものとし、正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、次の基準を満たす正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有するものとし、理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

(1) 選挙公示日時点で引き続き1年以上の会員である。

(2) 選挙公示日時点で会費を2年以上(選挙の年とその前年を含む)納入している。

6 第3項の代議員選挙は、4年に1度6月に実施することとし、代議員の任期は、選任された年の定時総会から、選任後4年以内に実施される代議員選挙終了後最初に開かれる総会の前日までとする。ただし、代議員が社員総会議決取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員を選任および解任(法人法第63条および第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

7 代議員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(代議員の職務と権利)

第16条 代議員は、総会の構成員たる社員としてこの定款に定める事項を行う。

(欠員の措置)

第17条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

2 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の代議員である旨

(2) 当該候補者を1人または2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名

(3) 同一の代議員(2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

3 第1項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第15条第6項の代議員選挙終了の時までとする。

(代議員の処分)

第18条 代議員は、この法人の代議員たるにふさわしくない行為があった場合、総会の決議により、戒告又は解任することができる。

第5章 総 会

(構成)

第19条 総会は、全ての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第20条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の戒告又は除名
- (2) 理事および監事の選任又は解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 代議員の解任
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散および残余財産の処分
- (8) 不可欠特定財産の処分の承認
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 総会は、定時総会として事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第22条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総代議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の通知)

第23条 総会の招集は、少なくとも開催の2週間前までに、日時、場所およびその会議に付すべき事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第24条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれにあたる。

(議決権)

第25条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第26条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の戒告又は除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1 項の決議を行わなければならない。

(書面議決等)

第27 条 総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について書面または電磁的方法をもって議決し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使をすることができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および当該総会において選任された出席代議員の代表2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第29 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事10 名以上20 名以内

(2) 監事2 名以内

2 理事のうち1 名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1 名を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第30 条 理事は、代議員の中から、別に定める規定により総会の決議によって選任する。

2 監事は、総会の決議によって選任する。

3 理事長および副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第31 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 理事長は、毎事業年度に4 箇月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第32 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第33 条 理事の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第29 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第34条 理事および監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第35条 理事および監事は、無報酬とする。

(取引の制限)

第36条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第37条 理事および監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ免除することができない。

第7章 理事会

(構成)

第38条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第39条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 総会および学術集会の日時および場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 前号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 理事長および副理事長の選定および解職

(招集)

第40条 理事会は、毎事業年度に3回以上、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 学術集会

(学術集会)

第43条 この法人は、新生児医療の向上に向け会員が一堂に集い、新生児学の最新の情報や研究結果を発表し討議するため学術集会を開催する。

2 学術集会は、毎年1回原則として11月に開催する。

3 学術集会は、法令およびこの定款により、総会および理事会に付与された権限を制約する運営を行うことはできない。

(学術集会長)

第44条 この法人は、学術集会を主宰するため学術集会長を置く。

2 学術集会長は、必要に応じ理事会に出席し、これと密接な連絡のもとに学術集会を企画立案し運営する。

3 学術集会長は、理事会において議決権を有しない。ただし、学術集会長が理事を兼ねる場合はこの限りでない。

4 学術集会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長がその職務を代行する。

5 学術集会長の選任および解任は、理事会で協議し総会で議決する。

第9章 委員会

(委員会の設置)

第45条 この法人の事業を円滑に運営するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

2 前項の委員会の委員の選任および解任は、理事会の決議により行う。

3 委員会の業務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

4 委員会は、法令およびこの定款により、総会および理事会に付与された権限を制約する運営を行うことはできない。

第10章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 前項の事務局には職員を置く。

3 前項の職員の選任および解任は理事会の決議により行う。

4 事務局の組織および運営については理事会の決議により別に定める。

5 事務局は、法令およびこの定款により、総会および理事会に付与された権限を制約する運営を行うことはできない。

第11章 資産および会計

(財産の種類)

第47条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために必要なものとして理事会で定めた財産とする。

3 前項の基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会および総会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第49条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第50条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款および代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事の名簿
- (3) 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の名簿並びに代議員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

(剰余金の処分制限)

第51条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第52条 理事長は、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第51条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第12章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第54条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当

する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第56条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

（公告の方法）

第57条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第14章 附 則

（施行細則）

第58条 この定款の施行についての必要な事項は、理事会および総会の決議を経て、定款施行細則として別に定める。

（最初の事業年度）

第59条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成27年9月30日までとする。

（設立時の役員等）

第60条 この法人の設立時理事、設立時代表理事および設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事 猪谷 泰史

板橋家頭夫

茨 聡

梶原 真人

加藤 稲子

北島 博之

楠田 聡

河野 由美

側島 久典

高橋 尚人

田村 正徳

長 和俊

中尾 秀人

中村 友彦

早川 昌弘

福原 里恵

細野 茂春

與田 仁志

和田 和子

設立時代表理事 楠田 聡

設立時監事 戸苅 創

船戸 正久

(設立時社員の氏名又は名称および住所)

第61条 設立時社員の氏名および住所は以下の通りである。

住所 (記載省略)

設立時社員 楠田 聡

住所 (記載省略)

設立時社員 和田 和子

(法令の準拠)

第62条 この定款に定めのない事項は、法人法その他の法令に従う。

(継承)

第63条 この法人の設立時、任意団体「日本未熟児新生児学会」が保有していた資産はこの法人が継承する。

2 前項の団体に属していた会員は、申し出がない限り、この法人の会員に移行する。

以上、一般社団法人日本新生児育成医学会設立のため、設立時社員楠田聡および和田和子は、この定款を作成し、これに署名する。

平成27年4月16日

設立時社員 楠田 聡 ㊟

設立時社員 和田 和子 ㊟

平成27年4月16日作成

平成27年4月20日認証

平成30年11月22日改定

平成31年2月8日改定

公益社団法人日本新生児成育医学会 定款施行細則

第1章 会員、会費

(正会員の入会申請)

第1条 正会員となろうとする者はホームページ上の登録画面に氏名、住所等必要事項を入力し、入会申込み手続きを行う。

2 理事会により正会員としての入会が承認された場合は、書面にて遅滞なく本人に連絡する。

(名誉会員の選考基準)

第2条 定款第14条の名誉会員は年齢65歳以上の会員で、次のいずれかの条件を満たし、この法人の発展および、新生児医学の進歩に功績の顕著な者について選考する。

①この法人の進歩あるいは発展に特に貢献した会員で、理事会の推薦を受けた者

②学術集会の会長に就任した者

(功労会員の選考基準)

第3条 定款第14条の功労会員は年齢65歳以上の会員で、次のいずれかの条件を満たし、この法人の発展に功労のあった者について選考する。

①この法人の発展に功労した者

②理事会の推薦を受けた者

(名誉会員および功労会員の処遇)

第4条 名誉会員および功労会員の授与に際しては総会においてこの法人から感謝状を贈呈する。

(単年度会員の手続き)

第5条 学会発表、論文投稿等の目的で1年間のみ在会を希望する者は、入会時、ホームページ上の登録画面で「単年度会員」を選択する。

(会費)

第6条 正会員の会費年額は12,000円とする。

2 代議員は代議員費として別途年額 8,000円を納める。

3 日本国外に在住する会員の会費納入に関わる諸費用は会員が負担する。

4 会費未納の場合、定款第7条第1号および第2号の権利を制限することができる。

(退会手続き)

第7条 退会しようとする者は、所定の退会届に必要事項を記入し、未納分の会費を納入し、理事長に提出する。

2 定款第10条又は第11条により会員の資格を喪失した者は、この限りではない。

(再入会)

第8条 定款第9条により退会となった者が再度入会を希望する場合は、未納分の会費を納入しなければならない。

2 前項の未納会費が納入された場合は、その期間は在会期間とみなす。

第2章 役員、代議員、幹事

(代議員)

第9条 代議員は正会員の中から選出される。

(理事)

第10条 理事は代議員の中から総会の決議によって選任する。

(理事長)

第11条 理事長は新役員による最初の理事会において選任する。

(副理事長)

第12条 理事長は副理事長を推薦し、理事会において選任し、副理事長は理事長を補佐する。

2 副理事長は理事の中から1名選出する。

(監事)

第13条 監事は総会の決議によって選任する。

2 監事がその職責を全うできないときは、理事会で候補者を選出し、定款第26条第2項および第30条第2項に基づき総会での承認を得て変更することができる。

(幹事)

第14条 この法人に幹事を任命することができる。

2 幹事は、理事長が代議員の中から推薦し、理事会において承認する。

3 幹事の定数は3名以内とする。

4 幹事は、理事会を補佐し、この法人の運営に関する実務を分担する。

5 幹事は、理事会に出席するものとする。

6 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 幹事は、理事および監事と兼任しない。

第3章 代議員および理事の選任規定

(選挙管理委員会)

第15条 理事および代議員の選挙は理事選挙管理委員会および代議員選挙管理委員会がそれぞれその事務を管理する。

2 選挙管理委員会は理事会によって委嘱された、それぞれ、3名以上をもって構成し、互選により委員長を選出する。

3 選挙管理委員は当該選挙の候補者とはなれない。

(理事候補者)

第16条 理事の候補者となり得る者は選出を行う年の4月1日現在で65歳未満の代議員とする。ただし、代議員選挙が行われた年に行われる理事選挙については、選挙で選ばれた4月1日現在で65歳未満の新代議員のみが候補者となり得る。

(選挙権者)

第17条 理事の選挙権は、代議員が有する。ただし、代議員選挙が行われた年に行われる理事選挙については、選挙で選ばれた新代議員のみが選挙権を有する。

(理事候補者選出方法)

第18条 選挙管理委員会は、選挙の行われる年の7月までに選挙に関する公示を行う。

2 理事候補となろうとする者はあらかじめ定められた日時までに、所定の用紙をもって選挙管理委員会に届け出るものとする。

3 選挙管理委員会は、候補者名簿、有権者名簿、選出すべき理事数、および投票方法を8月までに、代議員

に告知する。

4 投票は、あらかじめ定められた期間内に原則電子媒体を用いたもので行う。

5 電子媒体を用いた投票が特別な事情により期間内に実施できない選挙権者は、選挙管理委員会の判断で、その他の方法で投票する。

6 開票は、あらかじめ定められた日時にあらかじめ定められた場所において行う。有権者は開票に立ち会うことができる。

7 投票方法は15名の不完全制限連記、無記名とする。

8 得票多数を得たものより順次15名を当選者とし、得票数が同数であるときは会員歴の長い者を当選者とする。

9前項により当選した理事候補者は、地域性、専門性、男女共同参画性を考慮して、残りの理事候補の中から定数以内の理事候補者を、総会に追加推薦することができる。

10 次の投票はこれを無効とする。

①第4項の規定に反したもの

②所定の投票方法でないもの

11 理事候補者に選出された者が、辞退した場合は次点者を当選とする。

(代議員候補者)

第19条 代議員候補者は次の基準を満たす正会員の中から選任する。

①選挙公示日時点で引き続き5年以上の会員である。

②診療、教育および研究活動に優れた業績がある。

(選挙権者)

第20条 代議員の選挙権は、次の基準を満たす正会員が有する。

①選挙公示日時点で引き続き1年以上の会員である。

②選挙公示日時点で会費を2年以上(選挙の年とその前年を含む)納入している。

(代議員選挙方法)

第21条 選挙により選出される代議員の定数は、定款第15条第2項に規定される総定数以内範囲内とする。

2 選挙管理委員会は、投票が行われる年の5月までに選挙に関する公示を行う。

3 選挙権者は、告示後14日以内に選挙管理委員会に異議の申し立てをすることができる。

4 代議員に立候補する者は定められた日時までに、所定の用紙をもって選挙管理委員会に届け出るものとする。

5 選挙管理委員会は、候補者名簿、有権者名簿、および投票方法を6月までに、正会員に告知する。

6 投票は、あらかじめ定められた期間内に原則電子媒体を用いたもので行う。

7 電子媒体を用いた投票が特別な事情により期間内に実施できない選挙権者は、選挙管理委員会の判断で、その他の方法で投票する。

8 開票はあらかじめ定められた日時にあらかじめ定められた場所において行う。有権者は開票に立ち会うことができる。

9 投票方法については以下の通りとする。

① 20名の不完全制限連記、無記名投票とする。

②得票多数を得たものより順次、当選者とし、得票数が同数であるときは会員歴の長い者を当選者とする。

10 次の投票はこれを無効とする。

①第6 項の規定に反したもの

②所定の投票方法でないもの

11 立候補者が定数に満たない場合、立候補者をもって代議員とする。

12 代議員に選出された者が、辞退した場合は次点者を当選とする。

第4章 会 議

(理事会の議案)

第22 条 理事は理事会に付議すべき事項について理事長に提案することができる。

(議事録および報告書等)

第23 条 定款第28 条および第42 条に定める他に、第25 条に定める委員会では、議事録を作成し、理事会の承認を経て、これを保存する。

2 議事録は、原則としてこの法人の機関誌およびホームページに掲載して公開する。

第5章 学術集会

(学術集会長)

第24 条 学術集会長は理事会において原則として理事の中から選任する。

2 理事長、副理事長は学術集会長を兼ねることができる。

3 学術集会長の任期は1 年とし、前回の学術集会終了翌日から翌年の学術集会終了日までとする。

4 学術集会の開催期日は、理事会の承認を受ける。

第6章 委 員 会

(委員会の名称および性格)

第25 条 定款第45 条第1 項の委員会を以下の通り定める。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. 総務委員会 | 2. 学会将来構想委員会 |
| 3. 男女共同参画推進委員会 | 4. 広報委員会 |
| 5. 災害対策委員会 | 6. 国際渉外委員会 |
| 7. 学会誌編集委員会 | 8. 教育委員会 |
| 9. 学術委員会 | 10. 医療安全委員会 |
| 11. 産科医療補償制度対応委員会 | 12. 倫理委員会 |
| 13. 利益相反委員会 | 14. 感染対策予防接種委員会 |
| 15. 診療委員会 | 16. 社会保険委員会 |
| 17. 薬事委員会 | 18. 医療の標準化委員会 |
| 19. 医療の質向上委員会 | |

2 この他、必要に応じて理事会は委員会を設置することができる。

(委員会の設置・改廃)

第26 条 委員会の設置、改廃は理事長が理事会の議を経て行う。

(委員会の構成)

第27 条 委員長、委員は理事会の議を経て、原則として代議員の中から理事長が委嘱する。

2 原則として3 つ以上の委員を兼ねることはできない。

3 委員長は原則として、理事とする。

(委員の任期)

第28条 常設委員会の委員長，委員の任期は2年とし，再任を妨げない。

2 委員長がその職責を全うできないときは，理事会の議を経て，新たな委員長を理事長が委嘱する。

3 補充，増員による委員の任期は前任者又は他の在任委員の任期の残存期間と同一とする。

(委員会の運営)

第29条 委員会は理事会の議を経て運営に関する規定を作成する。

2 委員会の決定および運営については逐次理事会に報告しなければならない。

第7章 機関誌

(機関誌の名称)

第30条 この法人の発行する機関誌は次のとおりである。

日本新生児成育医学会雑誌 年3回

(投稿規程)

第31条 機関誌の投稿に関する規程は別に定める。

(購読会員)

第32条 非会員で機関誌の購読を希望する個人又は団体は，年会費相当額を支払うことにより購読会員となることができる。

2 前項の場合，機関誌の送付は加入年度に発刊されたものとする。

3 機関誌の送料はこの法人が負担する。

第8章 定款施行細則の変更

(定款施行細則の変更)

第33条 この定款施行細則は，総会の議を経て変更することができる。

附 則

一 平成27年1月1日現在，日本未熟児新生児学会の評議員はこの法人の評議員とみなす。

平成27年4月16日施行

平成28年12月1日改定

平成30年11月22日改定

令和2年12月7日改定